

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 風 間 慎一

2月の税務・労務

12月決算法人の確定申告	
6月決算法人の中間申告	2月中の
3,6,9月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	2月13日(火)
1月分納期限	
社会保険料・子ども子育て 拠出金(1月分)納付期限	2月28日(水)
贈与税の申告受付開始	2月1日(木)
申告所得税の申告受付開始	2月16日(金)
固定資産税第4期分の納付	各自治体の指 定日

2月の行事・業務案内

- 1(木) サイバーセキュリティの日
- 3(土) 節分
- 4(日) 立春
- 11(日) 建国記念の日
- 12(月) 振替休日
- 14(水) バレンタインデー
- 23(金) 税理士の日
- 19(月) 雨水



確定申告特集

平成29年分の確定申告で留意すべき事項が国税庁から発表されました

今年度の確定申告で大きく変わったのは**医療費控除**です。今年から、明細書(集計表)を提出することにより、領収書の提出又は提示が不要となりました。この場合、医療費の領収書については、自宅で5年間保存していただく必要があります。すので注意が必要です。

医療費明細書には、治療を受けた人、医療機関等、医療の区分の3種類ごとに合計額を記入した明細書を作成します。

また、明細書以外に保険組合から送られた「医療費のお知らせ」でも対応可能となりましたが、その要件である「支払った医療費の額」の記載が、政府内の連携ミスから不統一のようです。このため、今年分は利用ができない分もあります。

また、セルフメディケーション税制との選択適用ができるようになりました。

これに伴い、国税庁HPでは医療費控除又はセルフメディケーション税制を適用した場合の減税額が試算できるコーナーが設けられました。

特に国税庁は、副収入となるネットオークションやフリーマーケットアプリ等を利用した個人取引による所得や、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得については原則として「雑所得」、競馬等のギャンブルから生じた所得については原則として「一時所得」として申告することを忘れないよう呼びかけています。

	申告受付開始	申告・納期限	振替納税日
贈与税	2月1日(木)	3月15日(木)	
所得税	2月16日(金)	3月15日(木)	4月20日(金)
消費税	1月4日(木)	4月2日(月)	4月25日(水)

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル3階
 072 (805) 5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp

チャットワークID: hikita

【株式会社京阪総合会計事務所】
 記帳代行・給与事務・経営コンサルタント・相続 他
<http://kskj.jp>

(提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
 (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
 (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計、Freee



今号の紙面 確定申告特集

- 今年の確定申告の留意事項
- 確定申告のポイント
- 株式・配当の譲渡損益の取扱について
- NISAのこと
- マイナンバーの取扱

Q&A ビットコインの儲けはどうなる?

	項目	チェック項目
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等には収支内訳書が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は原本の添付が必要です。（電子申告の場合は5年間の本人保管）
		給与所得以外の所得が20万円以下であっても、医療費控除など還付申告をする場合は20万円以下の所得も申告が必要です。
		他の所得と損益通算ができる損失は、不動産・事業・山林所得です。譲渡所得については特定の居住用財産や一定の動産の売却の場合に損益通算することができます。
		マイナンバー記載規定がありますが、記載しなくても手続きは有効です。
		株の譲渡や先物取引、FXの損失は、申告により繰り越すことができます。
所得控除	医療費	差額負担金から10万円（又は所得金額の5%のいずれか低い方）を引いた残額が控除対象で、明細書の添付が必要です。領収書の添付は不要となりましたが、平成31年分まで添付は認められます。補てん金は未収であっても見積もりにより控除します。
		セルフメディケーション税制の場合は健康診断などの利用を証明する領収書が必要です。
		同居していなくても生計を一にする親族にかかる分（田舎の親等）も適用できます。
		控除対象範囲に、平成24年4月1日以後に支払った介護福祉社による喀痰（かくたん）吸引等及び認定特定行為業務事業者による特定行為に係る費用の自己負担が追加されています。
	寄付金	領収書、証明書の添付が必要です。（電子申告の場合は5年間の本人保管）
		限度額は所得金額の40%、特定寄付金の額から控除する金額（適用下限額）は2千円です。政党やNPO等への寄付金税額控除等の選択と有利判定できます。 （その年に支払った政党・認定NPO・社会福祉法人等に対する寄付金の額の合計額－2千円）×（30%または40%）＝政党等寄付金特別控除（100円未満の端数切り捨て）
	小規模共済	小規模共済掛金、個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金、iDeCoの掛金 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金
	生命保険料	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除。（各最高4万円の控除額）
		平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除。（各最高5万円の控除額。ただし上記保険料との合計で計算の場合は最高4万円）
		合計額が12万円を超える場合は、12万円が限度となります。
	損害保険料	平成18年以前に契約した長期損害保険（保険期間10年以上）の保険料は控除対象。
	地震保険料	地震保険は支払額（5万円上限）で、損害保険料と併用での控除も可能です。
	特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成7年1月2日～平成11年1月1日生まれ）の控除額は63万円です。
老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和23年1月1日以前に生まれた人）をいいます。（同居老親等58万円、同居老親等以外48万円）	
寡婦（夫）	(1) 寡婦 ①死別・離婚・・・扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば制限なし ②死別・・・扶養親族なしの場合、合計所得が500万円以下 ③特別の寡婦・・・扶養親族である子を有し、かつ合計所得が500万円以下	
	(2) 寡夫 死別・離婚とも生計を一にする子がおり、かつ合計所得が500万円以下	
配偶者特別控除	合計所得金額が1000万円を超える場合、配偶者が事業専従者である場合は適用できません。	
障害者控除	一般の障害者27万円・特別の障害者40万円・同居特別障害者75万円。	
税額控除	配当控除	外国法人の配当、収益分配などの配当は含みません。 課税所得が1000万以下の場合は10%、それを超える部分は5%になります。
	住宅ローン控除	平成33年12月31日までに入居し住宅ローンを受けている場合。
	増改築ローン控除	一定の条件に合致した場合、住民税からローン控除を受けることができます。 要耐震住宅を取得した場合、特例を受けるための書類要件は複雑です。事前に相談を。
	特定住宅改修控除	バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、特定三世同居対応改修工事をし、平成21年4月1日から平成33年12月31日までに入居した場合、ローンの有無に関係なく一定の要件のもとで税額控除を受けることができます。
	住宅耐震改修控除	家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合。
認定長期優良住宅	認定長期優良住宅の新築又は新築で購入して、平成21年6月4日以後に入居し、一定の要件を満たした場合の適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。	

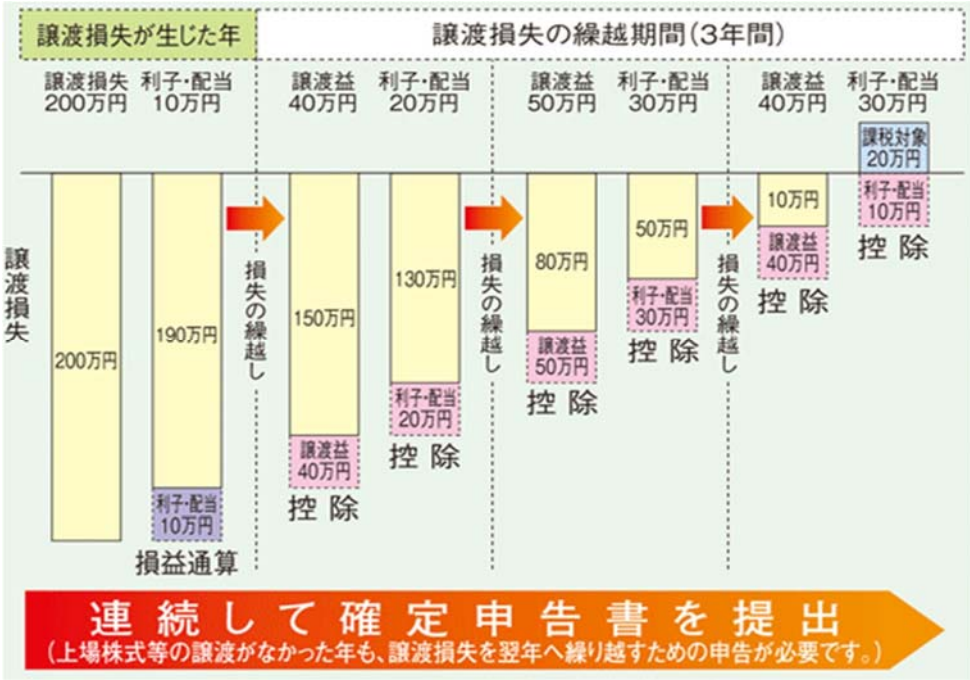
ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。お電話・メール・チャットをご活用ください

上場株式等に係る譲渡所得・配当の税制について



上場株式や公社債などの売買損益や配当などは、取引開始時に選択された制度により申告の要否が異なります。証券会社等から送られる通知書を良くご確認ください。

過去に損失の申告をされている場合は、29年中に取引がなくても損失額を繰り越す旨を申告書に記載しなければ翌年に繰越ができません。申告予定がなくても繰越の申告を忘れないようにしてください。



連続して確定申告書を提出
(上場株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損失を翌年へ繰り越すための申告が必要です。)

今年1月からつみたてNISAが始まりました。3つ目のNISAがスタートします。手数料が安い一方で、投資額上限が低いのが難点といわれますが、20年の適用なので長期投資にはむいていくとの意見も。iDeCoは元本保証の商品もあり、投資関連の税制の増加に伴い商品も増えてきました。

	つみたてNISA	NISA	ジュニアNISA	iDeCo
対象年齢	20才以上	20才以上	19才以下	20才以上 60才未満
期間	最大20年	最大5年	最大5年	最大40年
投資上限	年間	40万円	120万円	80万円
	総額	800万円	600万円	400万円
おもな投資対象	投資信託・ETF	投資信託・ETF 上場株式	投資信託・ETF 上場株式	投資信託・預金・保険
運用益	非課税	非課税	非課税	非課税
メリット	○払出が非課税 ○途中の払出可 ○長期間の投資可	○払出が非課税 ○途中の払出可 ○投資対象が自由	○払出が非課税 ○長期間の投資可 ○投資対象が自由	○掛金が全額控除 ○長期間の投資可 ○受取方法選択可
デメリット	× 拠出時に優遇がない × 年間の投資額が少ない	× 拠出時に優遇がない × 期間が短い(ロールオーバー可)	× 拠出時に優遇がない × 途中払出が原則不可	× 払出時に所得税掛かる(優遇あり) × 途中払出が原則不可

マイナンバーの取扱について

マイナンバーの取扱では記入を求められることがあるのでどうすればいいのか判らないというご相談を受けますので、ここで整理しておきましょう。

国民とマイナンバーの関わりは、大きく2つの領域で規定されています。

第一 マイナンバー法

マイナンバー法はマイナンバーを国民に通知する規定があります。しかし、それを利用する規定はありません。通知を受けるかどうかも自由です。

第二 各種法律の規定

関連する法律や規定、役所への届出書類などにマイナンバーを記載すると

いう取扱が定められています。しかしながら、左の国税庁のホームページで公報していますように、記載がなくても受理することとされています。

この背景には、マイナンバー制度に対する国民の理解が十分でないことが理由に挙げられています。最近では仮想通貨を扱う「コインチェック」のサーバーが海外から攻撃され、580億円の資産が消滅した事件が発生しました。ネット環境に依存するマイナンバー制度への不安は当分の間消えそうにありません。

当事務所でも当分の間、マイナンバーの扱いは行わない方針ですのご案内いたします。

国税庁ホームページから
Q2-3-2 申告書等にマイナンバー（個人番号）・法人番号を記載していない場合、税務署等で受理されないのですか。

（答）
税務署等では、社会保障・税番号<マイナンバー>制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、申告書等にマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも受理することとしていますが、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出してください。
なお、記載がない場合、後日、税務署から連絡をさせていただく場合があります。ただし、その場合でも、税務職員が電話で直接マイナンバー（個人番号）を聞くことはありません。税務職員を装った不審な電話にはくれぐれもご注意願います。（国税庁HP）

Q&A コーナー

ビットコインなどの
仮想通貨の税金は？



ビットコインで少し儲かりました。この分の税金はどのような計算になりますか？ また、税務署にはわかりにくいシステムと聞いていますがどうでしょうか？

国税庁はかなり注目していますね。



仮想通貨の売却や決済手段で使用した場合の所得は雑所得とされています。雑所得は、他の所得と合算されて所得税は累進税率の適用を受けます。

雑所得の計算上損失が出ても他の所得と損益通算できません。ただし、事業上の決済に使われている場合は事業所得とされます。例えば100万円の仕入代金の決済に10万円で購入したビットコインで支払った場合、差額の90万円は事業所得になります。使い方によって所得計算が変わる場合がありますので、該当する場合はご相談ください。

ところで、ビットコインなどの仮想通貨（暗号通貨）は一時3000倍に値上がりして「億り人」といわれるほど利益を得た人が生まれました。国税庁がどのような調査体制をとっているのかわかりませんが、社会的話題からかなり注目しているようです。税務調査は申告期限から5年間調査期間があります。さらに「偽り不正」により申告していなかった場合は7年間調査できます。今はわからなくても7年間に調査が進む可能性もあります。